

対象経費（直接経費）の範囲

直接経費を積算するにあたっては、下表のとおり分類・整理するものとする。

大分類	中分類	説明
Ⅰ. 物品費	1.設備備品費	委託研究業務の実施に直接必要な物品に係る経費。
	1. 製作又は購入の場合	委託研究業務の実施に直接必要な物品（取得単価が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
	2. リース・レンタルの場合	委託研究業務の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託研究業務のために直接必要であって、委託先又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）。
	2.消耗品費	委託研究業務の実施に直接必要な物品（取得単価が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
Ⅱ. 人件費・謝金	1.人件費	実施計画書に登録されている、委託研究業務に直接従事する研究者等の人件費（原則として、本給、賞与、諸手当（福利厚生に係るものを除く））。
	1. 研究員費	委託研究業務に直接従事する研究員の人件費。
	2. 研究補助員費	委託研究業務に直接従事するアルバイト、パート、派遣社員等の経費（福利厚生に係る経費を除く）。
	2.謝金	委託研究業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要する委員等（講演依頼を行う外部講師を含む）への謝金、又は個人による役務の提供等への謝金。
Ⅲ. 旅費	1.旅費	委託研究業務の実施に直接必要となる出張等での、研究員の旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費等であって、委託先の旅費規程等により算定された経費。
	2.委員等旅費	委託研究業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要した委員等旅費（交通費、日当、宿泊費）であって、委員会委員等旅費規定等により算定された経費。加えて、委員会の委員が委託研究業務の実施に直接必要な調査に要する、旅費（交通費、日当、宿泊費）、学会参加費、その他経費等の委員調査費であって、委員会委員等旅費規定等により算定された経費。

Ⅳ. その他	1.外注費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む）、保守費、改造修理費）	委託研究業務に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む）、保守費及び改造修理費）。
	2.印刷製本費	委託研究業務の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。
	3.会議費	委託研究業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む）の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
	4.通信運搬費（通信費、機械装置等運送費）	委託研究業務の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。
	5.光熱水料	委託研究業務の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	6.その他（諸経費）（設備施設料、その他特別費等）	委託研究業務の実施に直接必要な設備、施設使用等に要する経費。また、委託研究業務の実施に直接必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
	7.消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して不課税、非課税又は免税取引となる経費の消費税率に相当する額。

※. なお、上記の各項目に、研究開発対象の技術の普及啓発活動、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動に関して直接必要な経費を含めることができる（参考：「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員））。